

🔦 **くらしの豆知識** 学習塾での解約トラブルにご注意!

【事例1】小学生の息子のために、学習塾の特別講習を契約した。費用は総額8万円、契約期間は4週間、支払い済みである。ところが、急に都合が悪くなり、一度も受講することなく解約を申し出たが「規約のとおり一切返金しない」と言われた。

【事例2】中学生の娘を学習塾に通わせているが「やめたい」と言い出した。退塾を申し出ると「前月の15日までに申し出ないと、翌月分の月謝はいただくことになっています」と言われた。

学習塾は、長期間で高額な契約となる場合が多く、契約期間の途中で辞めたいとなった際に、解約料や返金でトラブルになるケースが見受けられます。

学習塾との契約で、契約期間が2カ月を超え、契約金額が5万円を超える契約は、特定商取引法に定める「特定継続的役務提供」に該当し、概要書面・契約書面受領から8日間はクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間が経過した場合は、「既に提供を受けているサービスの対価」と「解約料(法定金額)」の合計額を負担することで中途解約ができます。なお、既払金額が合計額を超えている場合は差額分の返還を求めることができます。

**【消費者へのアドバイス】**

- ①規約・契約書は必ず確認しましょう。特に契約期間の途中で学習プランを変更する場合や、やめる場合を想定し、支払いまたは返金ができるかを確認し、文書などに残しておくことよいでしょう。
- ②消費者にとって、あまりにも不利な解約条件は無効になるケースがあります。
- ③困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。  
問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

**法律相談コラム** 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

**相続と債務**

**質問** 約半年前に私の父が死亡しました。私は、父と仲が悪く、10年以上連絡を取っていませんでした。相続の手続きは行っていませんでした。しかし、先日、消費者金融から、父は生前借金をしており、相続人である私が返済債務を負うとの通知書が届きました。通知書のとおり、私が父の借金を返済しなければならないのでしょうか。

**回答** 相続人は、被相続人(亡くなった方)の財産を相続しますが、プラスの財産だけではなく、マイナスの債務も当然に相続します。そのため、相続発生後に何もしないと、借金の返済債務ばかりを相続してしまう場合もあります。

今回のように、被相続人の財産として、プラスの財産よりもマイナスの債務の方が大きい場合には、相続放棄をすることが望ましいです。相続放棄は、相続人が、戸籍などの必要書類と相続を放棄する旨を記載した申述書を家庭裁判所へ提出して行います。

なお、被相続人の借金について、相続人の方が保証人となっていた場合、相続放棄をしても返済義務は原則として消えませんのでご注意ください。

民法上、相続放棄は、「自己のために相続の開始があったことを知った時から3カ月以内」にしなければならないと定められています(民法915条1項)。今回のケースでは、被相続人の死亡から3カ月以上が経過していますが、相続人が借金の存在を全く知らず、これを知らなかったことに相当の理由があるなど、特段の事情のある場合には、相続放棄の期限について、その債務の存在を知った時から3カ月以内とされる場合もあります。このように、被相続人の死亡から期間が経過していても相続放棄ができる場合がありますので、お気軽に弁護士にご相談ください。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 高野広夢(弁護士)

**5月各種無料相談**  
☎996-2111

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑮を除く)。

※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。



**①総合相談** 問秘書広報課 ☎0373  
次の6つの相談を合わせて開催するため、複数の相談を受けることができます。 ☎5月20日(金) 午後1時20分~4時 場八潮メセナ

●法律相談 ※5月18日(水)午前9時から電話予約  
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)

●税理士相談 ※5月6日(金)午前9時から電話予約  
相続税など税金全般についての相談(税理士が対応)

●不動産相談  
空き家、マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)

●くらしの相談  
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)

●行政書士相談  
官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談(行政書士が対応)

●司法書士相談 ※5月6日(金)午前9時から電話予約  
土地・建物の所有権移転登記、相続、会社設立、成年後見制度などについての相談(司法書士が対応)

**②法律相談** 問秘書広報課 ☎0373  
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応) ☎5月2日(月)午前9時から予約開始 ☎5月6日(金)・13日(金)・27日(金) 午後1時20分~4時 場市民相談室  
※2日前の水曜日午前9時から電話予約(5月6日分) ☎8人(電話による事前予約制)

**③不動産相談** 問秘書広報課 ☎0373  
マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応) ☎5月9日(月) 午後1時~4時 場市民相談室

**④DV相談** 問人権・男女共同参画課 ☎0811  
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応) ☎毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時 ※面談の場合は要予約 ☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

**⑤女性相談** 問人権・男女共同参画課 ☎0811  
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応) ☎毎週火~木曜日 午前10時15分~午後0時30分 午後1時30分~3時45分 場駅前出張所内相談室 定4人(電話による事前予約制)

**⑥人権相談** 問人権・男女共同参画課 ☎0811  
プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が対応) ☎5月12日(水) 午後1時~4時 場市民相談室

**⑦心配ごと相談** 問社会福祉協議会 ☎995-3636  
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応) ☎5月11日(水)・18日(水) 午後1時~4時 場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

**⑧生活困窮者自立相談** 問社会福祉課 ☎0493  
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応) ☎毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分 場社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

**⑨こころの健康相談** 問保健センター ☎995-3381  
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応) ☎5月9日(月) 午後1時~2時30分 場保健センター 定2人(電話による事前予約制)

**⑩消費生活相談** 問商工観光課 ☎0336  
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応) ☎毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時 場消費生活センター ※受付は商工観光課

**⑪内職相談** 問商工観光課 ☎0274  
内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応) ☎毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分 場市民相談室

**⑫若年者就職相談** 問ゆまにて ☎996-0123  
若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応) ☎5月18日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時 場勤労青少年ホームゆまにて 定5人(電話による事前予約制)

**⑬教育相談** 問教育相談所 ☎995-0077  
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関することなど教育についての相談(専任教育相談員が対応) ☎毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時 場教育相談所(八條小学校西隣)

**⑭家庭児童相談** 問子育て支援課 ☎0472  
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応) ☎毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時 場家庭児童相談室

**⑮子育てコーディネーター** 問子育て支援課 ☎951-0229  
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談 ☎毎週月~金曜日 午前10時~午後4時 場やしお子育てほっとステーション

**⑯休日・夜間納税相談** 問納税課 ☎0330  
市税・国民健康保険税の納付についての相談 ※相談はなるべく電話でお願いします ☎5月1日(日) 午前9時~午後4時 毎週木曜日 午後5時15分~7時 場納税課